



# すいどう通信

令和6年度秋・冬号

(2024年11月発行)

第3号

## 水道料金を改定します



今後も皆様に安全・安心な水道水を安定してお届けするために、令和7年度から水道料金を改定させていただきます。平成13年度以来、24年ぶりの値上げ改定となります（消費税率の引き上げ分を除く）。

今回の改定にあたっては、本紙において皆様にお伝えしていたとおり、今後の町水道事業の安定経営のため、水道委員会で2年にわたり審議され、それに基づく改定案の町議会（令和6年9月定例会）議決を経て行うものです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

### 水道料金はいつから変わるの？



条例の施行日は令和7年4月1日ですが、令和7年3月31日以前から水道を使用されている方は、下記のとおり偶数月検針なら6月検針より、奇数月検針なら7月検針より改定後の料金での請求となります。

年度	令和6年度			令和7年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
偶数月検針	2・3月旧料金			4・5月新料金		6・7月新料金		※6月検針分から新料金適用		
奇数月検針	3・4月旧料金			5・6月新料金		7・8月新料金		※7月検針分から新料金適用		

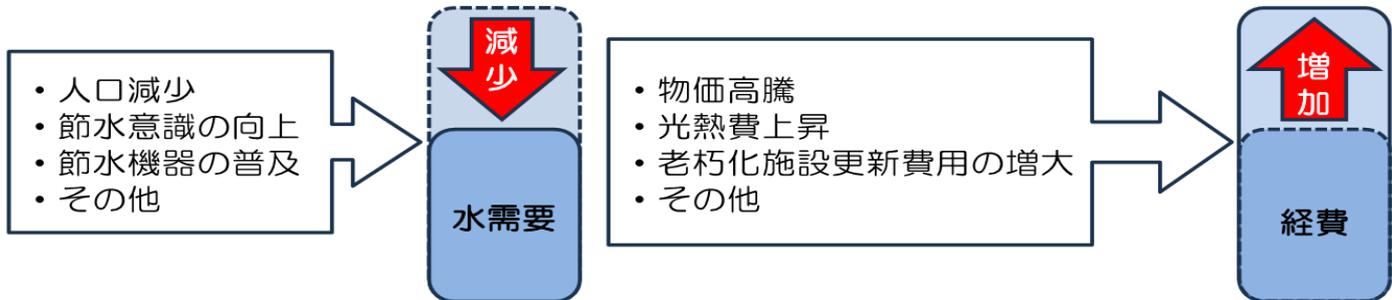
▽:検針(旧料金)  
▼:検針(新料金)  
▲条例施行日 令和7年4月1日

※ 令和7年4月1日以降に水道の使用を開始した場合は、最初の検針の料金から改定後の料金が適用されます。

# なぜ水道料金を改定するの？

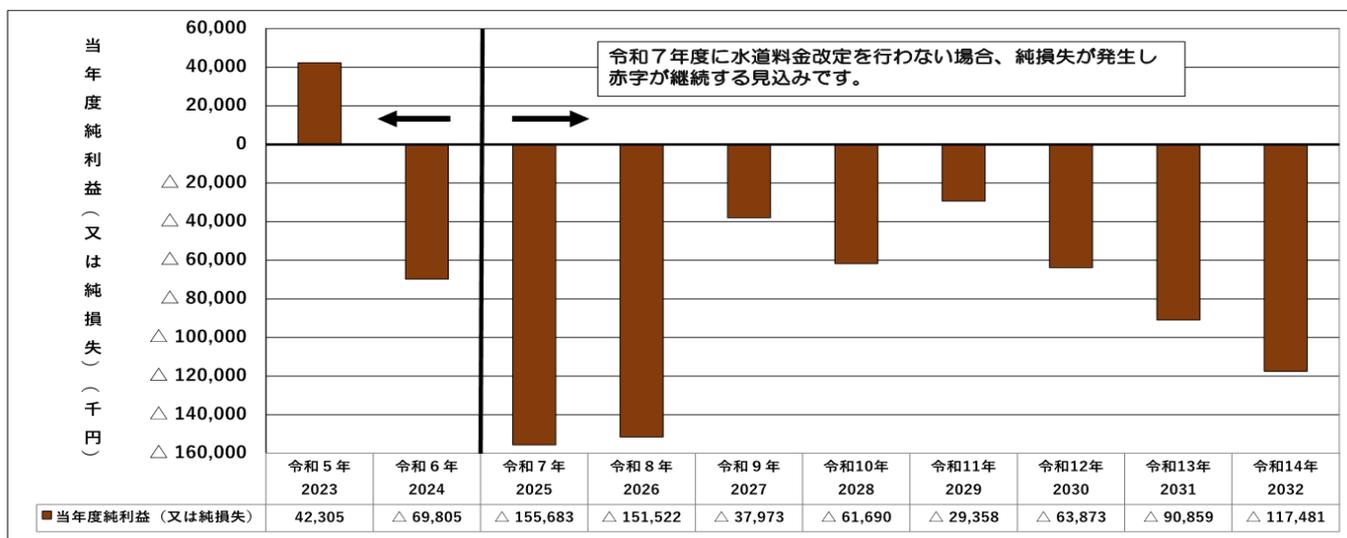


町の水道事業を取り巻く環境は、人口減少等に伴う水需要の減少による収益の減収と、工事や施設の維持管理に必要な経費の増加が見込まれ、今後も厳しい経営状況が続く見込みです。



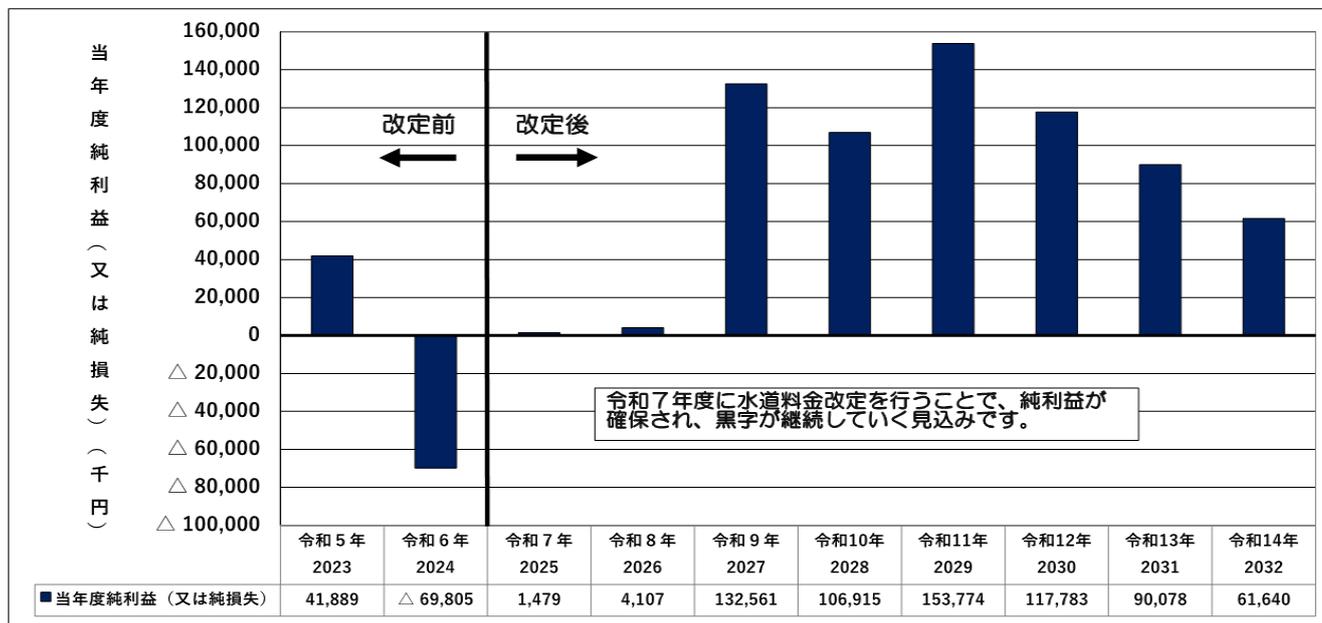
町の水道事業の収入支出に関する投資財政計画（財政シミュレーション）では、このまま料金の改定を行わなければ純損失（赤字）が発生し、経営がたいへん厳しくなる見通しであり、安定した経営を継続していくため、令和7年度に料金を改定し、純利益（黒字）を確保する必要があります。

※純損失とは、水道料金等の収入から事業運営に掛かる様々な費用を差し引いて最終的に赤字になること



今回の水道料金改定により、**純利益を確保**することができる見込みです。

※純利益とは、水道料金等の収入から事業運営に掛かる様々な費用を差し引いた最終的**利益（黒字）**のこと



# 改定後の水道料金はいくらになるの？



改定後の水道料金表は、以下のとおりです。

新水道料金表（2か月使用 消費税抜き）※（ ）は改定前の料金

口径	基本料金	水量料金		臨時用
13mm	<b>2,560円</b> (2,330円) ※今回の改定で 2か月20m <sup>3</sup> まで 付与していた <u>基本水量を</u> 廃止します。	1~10m <sup>3</sup>	<b>5円</b> (0円※)	
		11~20m <sup>3</sup>	<b>10円</b> (0円※)	
		21~30m <sup>3</sup>	<b>185円</b> (155円)	
		31~50m <sup>3</sup>	<b>195円</b> (155円)	
		51~100m <sup>3</sup>	<b>210円</b> (170円)	
		101~500m <sup>3</sup>	<b>230円</b> (190円)	
		501m <sup>3</sup> 以上	<b>245円</b> (210円)	
20mm	<b>8,200円</b> (7,450円)	1~10m <sup>3</sup>	<b>210円</b> (170円)	<b>245円</b> (210円)
25mm	<b>14,670円</b> (13,340円)			
30mm	<b>23,220円</b> (21,110円)			
40mm	<b>44,400円</b> (40,360円)			
50mm				
75mm	<b>85,380円</b> (77,620円)			
100mm				
150mm	<b>164,210円</b> (149,280円)	101~500m <sup>3</sup>	<b>230円</b> (190円)	
200mm				
		501m <sup>3</sup> 以上	<b>245円</b> (210円)	

## 改定後の水道料金イメージ

水道を2か月使用した場合の現行料金と新料金の差額は次のとおりです。 (金額：消費税込み)

メーター口径	13mm	13mm	13mm	20mm	40mm	75mm	
使用水量/2か月	15m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	150m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup>	10,000m <sup>3</sup>	
使用者のイメージ							
現行料金	2,563円	4,268円	7,678円	37,345円	262,196円	2,382,182円	
改定後	新料金	2,926円	5,016円	9,306円	45,760円	308,880円	2,779,458円
	差額	363円	748円	1,628円	8,415円	46,684円	397,276円

詳細な改定内容をお知りになりたい場合は、町公式ホームページをご覧ください。水道料金早見表や料金シミュレーション（試算）ができる水道料金計算表をダウンロードできます。

ホームページは、右のQRコードからもアクセスできます。



# 令和5年度水道事業会計決算が認定されました

令和6年9月に開催された寄居町議会(令和6年第4回定例会)において、令和5年度水道事業会計決算が原案通り認定されましたので、決算の内容について皆様にご報告します。

## 1 業務量の概況について

令和5年度決算における主な業務量は、次のとおりです。

項目	令和5年度決算値	令和4年度決算値	前年度との比較
給水人口(水道を使用している人の数)	31,731人	31,939人	△208人
給水戸数(水道を使用している戸数)	15,506戸	15,468戸	38戸
配水量(皆様に配った水の量)	4,610,005 m <sup>3</sup>	4,598,555 m <sup>3</sup>	11,450 m <sup>3</sup>
有収水量(水道料金の基となった水量)	4,307,714 m <sup>3</sup>	4,307,111 m <sup>3</sup>	603 m <sup>3</sup>
有収率(配水量のうち、有収水量の割合)	93.4%	93.7%	△0.3%

## 2 主な収入支出の内訳

水道事業会計は、主に水道料金等の収入と水を作ったり配ったりするための支出からなる「収益的収入支出」と、浄水場などの施設や水道管等を整備・改良するための収入支出からなる「資本的収入支出」の二つに分かれています。

令和5年度水道事業会計決算の収益的収入支出及び資本的収入支出は、以下の表のとおりであり、その内訳は円グラフのとおりです。

### (1) 収益的収入支出(消費税抜)

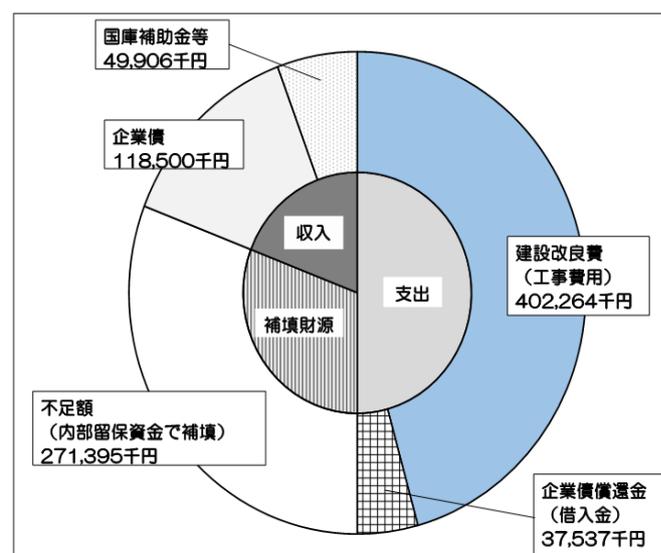
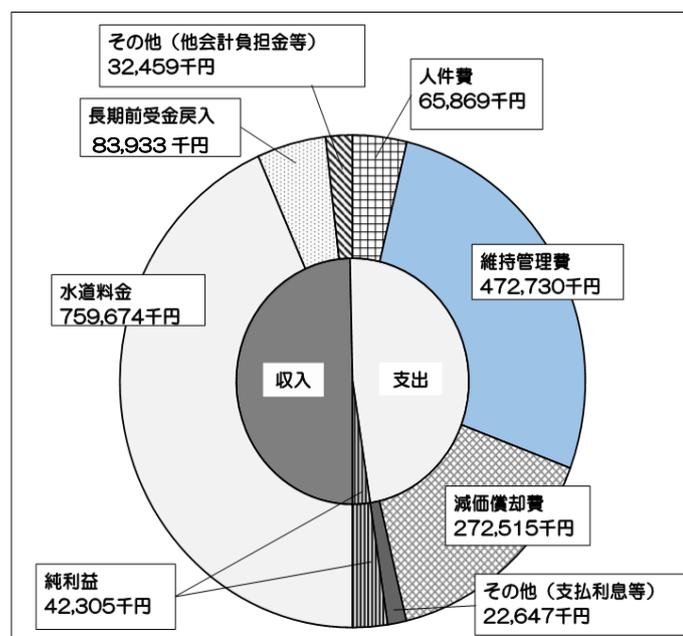
収益的収入	876,066千円
収益的支出	833,761千円
当年度純利益	42,305千円

※ 当年度純利益は消費税抜の収入支出の差引により算出されます。

### (2) 資本的収入支出(消費税込)

資本的収入	168,406千円
資本的支出	439,801千円
差引(不足額)※	▲271,395千円

※ 不足額は内部留保資金(会計内に留保してある資金)により補填しています。



編集・発行 寄居町上下水道課

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

○電話 048-581-1261

○FAX 048-581-7531

○メール zg121g@town.yorii.saitama.jp

・定期発行：年2回(春夏号・秋冬号)

・臨時発行：随時